

大和市告示第31号

大和市総合健康診断助成要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成25年3月1日

大和市長 大 木 哲

大和市総合健康診断助成要綱の一部を改正する要綱

大和市総合健康診断助成要綱（平成21年大和市告示第65号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「とおり」の次に「とし、同一年度内において助成を受けることができる回数は、1人につき1回」を加える。

別表第1基本コースの項検査項目の欄中「グリコアルビミン」を「グリコアルブミン」に、「アルビミン」を「アルブミン」に改め、「胸部正面・胃食道造影」の次に「又は胃カメラ検査」を加える。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。